豊 橋 市

都市再生特別措置法に基づき、

●一定規模以上の住宅の開発・建築行為

●誘導施設の建築を目的とする開発・建築行為

●誘導施設の休廃止

をする場合は 事前に届出が必要 です！

１．届出の対象となる行為

（１）都市機能誘導区域※1 **外**における次の行為（法第 108 条第 1 項）

（開発行為）

◆ 誘導施設※2 を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

（建築行為）

◆ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

◆ 建築物を改築し、または用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

（２）都市機能誘導区域※1 **内**における次の行為（法第 108 条の 2 第 1 項）

◆ 誘導施設を休止、または廃止しようとする場合

（３）居住誘導区域※1 **外**における次の行為（法第 88 条第 1 項）

（開発行為）

◆ ３戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

◆ １戸または２戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上の場合

（建築行為）

◆ ３戸以上の住宅を新築しようとする場合

◆ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

※1 都市機能誘導区域及び居住誘導区域は、「ちずみる豊橋」（https://www2.wagmap.jp/toyohashi/Ｇ0303Ａ）で確認できます。

※2 届出が必要になる誘導施設については裏面をご覧ください。

２．届出が必要な誘導施設

届出対象となる**誘導施設**は下表のとおりです。（詳しくは豊橋市立地適正化計画を参照ください）

区分	誘導施設	都市機能誘導区域	
		豊橋駅周辺	南栄駅周辺／二川駅周辺 井原停留場周辺／藤沢町周辺
医療施設	病院※1（一般病床２０床以上２００床未満）	●	●
	病院※1（一般病床２００床以上）	●	
商業施設	小売店※2（店舗面積が３千㎡以上１万㎡未満）	●	●
	大型小売店※2（店舗面積が１万㎡以上）	●	
金融施設	銀行※3の支店、郵便局本局	●	●
	銀行出張所、郵便局支局、信用金庫等※4の本店・支店	●	
行政施設	市役所、国・県総合庁舎など	●	●
	窓口センターなど	●	
文化・スポーツ施設	図書館、大型体育施設など	●	
福祉施設	総合福祉施設、広域利用想定施設など	●	
教育施設	大学、高等専門学校※5	●	

※1　医療法第1条の5第1項に定める病院　※2　大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める商業施設　※3　銀行法第2条に定める銀行

※4　信用金庫法や労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策金融公庫法に定める金庫

※5　学校教育法第83条に定める大学や学校教育法第115条に定める高等専門学校

（注）業務施設（事業者やオフィス等）については法定外のため、届出対象外となります。

３．届出の流れ

届出書は行為に着手する**３０日前**までに都市計画課へ１部提出してください。

開発・建築行為等、施設休廃止の計画

↓

事前相談

↓

届出書の提出（着手の３０日前まで）

↓

開発許可申請・建築確認申請等手続き

↓

開発・建築行為等、施設の休廃止の着手

---------- 留　意　点 ----------

◆届出は開発許可申請や建築許可申請に先行して提出してください。

◆添付書類は都市計画課ホームページを参照ください。

◆届出書の様式は都市計画課ホームページでダウンロードしてください。

◆受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、副本を用意してください。

◆届出をしない、又は虚偽の届出をした場合、法第130条に基づき、30万円以下の罰金に処される場合があります。

◆届出に関する規定は、宅地建物取引業法第35条における重要事項説明の対象になります。

問合せ先　豊橋市 都市計画部 都市計画課（市役所本庁舎東館９Ｆ）
TEL　0532-51-2622　URL https://www.city.toyohashi.lg.jp/31847.htm